資料　1

宮城地方労働審議会

宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿

令和４年１月１１日任命

定　数 ９名	公益を代表する委員　３名 家内労働者を代表する委員　３名 委託者を代表する委員　３名	任　期	専門部会を廃止するまでの間

委　員

◎：　部会長　　○：　部会長代理

氏　　名	職　名　等
《公益を代表する委員》	
赤石雅英（あかいしまさひで）	公認会計士
桑村裕美子（くわむらゆみこ）	東北大学大学院　教授
内藤千香子（ないとうちかこ）	弁護士
《家内労働者を代表する委員》	
阿部祥大（あべしょうた）	連合宮城　副事務局長
釜石行雄（かまいしゆきお）	電機連合宮城地方協議会　事務局長
佐藤斉（さとうひとし）	電機連合宮城地方協議会　議長
《委託者を代表する委員》	
大泉康彦（おおいずみやすひこ）	（有）日成工業　代表取締役
三塚亜紀男（みつづかあきお）	岩ケ崎電器工業（株）　代表取締役社長
吉田聡（よしださとる）	（一社）宮城県経営者協会　事務局長

注．委員の配列は五十音順による。

資料　2

家内労働法（昭和四十五年五月十六日法律第六十号）（抄）

(最低工賃)
第八条　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。
2　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）
第十一条　審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。
2　家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
3　厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（最低工賃額等）
第十三条　最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。）)との均衡を考慮して定められなければならない。
2　最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

（最低工賃の効力）
第十四条　委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（専門部会等）
第二十一条　審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
２　前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取）
第二十三条　審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。
（政令への委任）
第二十四条　この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

資料　3

地方労働審議会令
（平成十三年九月二十七日政令第三百二十号）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）
第一条　地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）
第二条　審議会は、委員十八人で組織する。
２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
３　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）
第三条　委員は、労働者（家内労働法 （昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項 に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項 に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。
２　臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
３　臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
４　専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）
第四条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
３　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
４　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

５　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
６　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）
第五条　審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）
第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
４　第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
５　部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
６　部会長は、当該部会の事務を掌理する。
７　部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
８　審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（最低工賃専門部会）
第七条　家内労働法第二十一条第一項 の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
２　前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
３　最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
４　前条第五項から第八項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）
第八条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委

員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第九条　審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第十条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

資料　４（１）

宮城地方労働審議会運営規程

第１条　宮城地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成１２年政令第２５２号）第１５６条の２及び地方労働審議会令（平成１３年政令第３２０号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会の会議（以下~~単に~~「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の３分の１以上から請求があったときに会長が招集する。

２　審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

３　労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

４　会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも７日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第３条　委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第８条第１項及び第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第４条　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第５条　会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第６条　審議会の議事については、議事録を作成~~し、議事録には会長及び会長の指名した委員２人が署名するものと~~する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第７条　第２条から第６条までの規定は、地方労働審議会令第６条に規定する部会（以下~~単に~~「部会」という。）及び同令第７条に規定する最低工賃専門部会（以下~~単に~~「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第８条　会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

２　審議会は、厚生労働省組織令第１５６条の２第２項第２号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第９条　審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一　家内労働部会

第１０条　部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

２　審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第１１条　臨時委員及び専門委員は、審議会令第４条第４項及び第５項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第１２条　部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第１３条　この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第１４条　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成１３年１１月５日から施行する。

この規程は、平成１７年１１月１４日から施行する

この規程は、令和３年１１月２６日から施行する。

資料　４（２）

宮城地方労働審議会
宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

（規約の目的）

第１条　　宮城地方労働審議会宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成１２年政令第２５２号）第１５６条の２、地方労働審議会令（平成１３年政令第３２０号）及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（委員）

第２条　　最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各３人とする。

（会議の招集）

第３条　　審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員及び臨時委員の３分の１以上から請求があったときに部会長が招集する。

２　審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から部会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

３　労働局長又は委員及び臨時委員は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

４　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも７日前までに付議事項、日時及び場所を委員、臨時委員及び労働局長に通知しなければならない。

（委員の欠席）

第４条　　委員及び臨時委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第８条第１項及び第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員及び臨時委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第５条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員及び臨時委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

３　審議会は、部会長が必要があると認めるときは、委員及び臨時委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第７条　審議会の議事については、議事録を作成する。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（議決の報告）

第８条　最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、宮城地方労働審議会長に報告しなければならない。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附　則

この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。

宮城県地方労働審議会

宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

【新旧対照表】

注：下線部は追加部分

改正後	改正前
（規約の目的） 第1条　宮城地方労働審議会宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。	第1条　宮城地方労働審議会宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
（委員） 第2条　最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。	第2条　最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。
（会議の招集） 第3条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員及び臨時委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。 2　審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から部会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。 3　労働局長又は委員及び臨時委員は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。 4　部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員、臨時委員及び労働局長に通知しなければならない。	第3条　最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、宮城地方労働審議会長に報告しなければならない。
（委員の欠席） 第4条　委員及び臨時委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。 2　テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。	【追記】

3　委員及び臨時委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。	
（会議における発言） 第5条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。 2　委員及び臨時委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。 3　審議会は、部会長が必要があると認めるときは、委員及び臨時委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。	【追記】
（会議の公開） 第6条　会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。	【追記】
（議事録及び議事要旨） 第7条　審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員2人が署名するものとする。 2　議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。 3　議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。	【追記】
（議決の報告） 第8条　最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、宮城地方労働審議会長に報告しなければならない。	【追記】
（規程の改廃） 第9条　この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。	第4条　この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。
附　則 この規程は、令和　年　月　日から施行する。	附　則 この規程は、平成30年2月6日から施行する。

資料　5

地方労働審議会と家内労働関係部会・最低工賃専門部会

宮城地方労働審議会

公益代表委員・労働者代表員・使用者代表員　各６名構成

・厚生労働省組織令（平成 12.6.7　政令第 252 号）
・地方労働審議会令（平成 13.9.27　政令第 320 号）
・宮城地方労働審議会運営規程
・宮城地方労働審議会運営規程

↓

家 内 労 働 部 会

公益・家内労働者・委託者各３名構成

・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
・地方労働審議会令第６条第１項
・宮城地方労働審議会運営規程第９条
・宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関すること以外の事項

＊最低工賃新設・改正計画（３ケ年計画）
＊家内労働概要
＊最低工賃改正状況

↓

最 低 工 賃 専 門 部 会

公益・家内労働者・委託者各３名構成

・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
・地方労働審議会令第 7 条第１項
・宮城地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関する事項（宮城は２業種）

＊平成 28 年度改定
　男子服・婦人服製造業最低工賃
　（29 年５月４日発効）
　　60 工程 69 種の工賃金額
＊平成 29 年度
　電気機械器具製造業最低工賃
　（30 年５月２日発効）
　　３工程４種の工賃金額

資料 6

I　最低工賃決定の手順

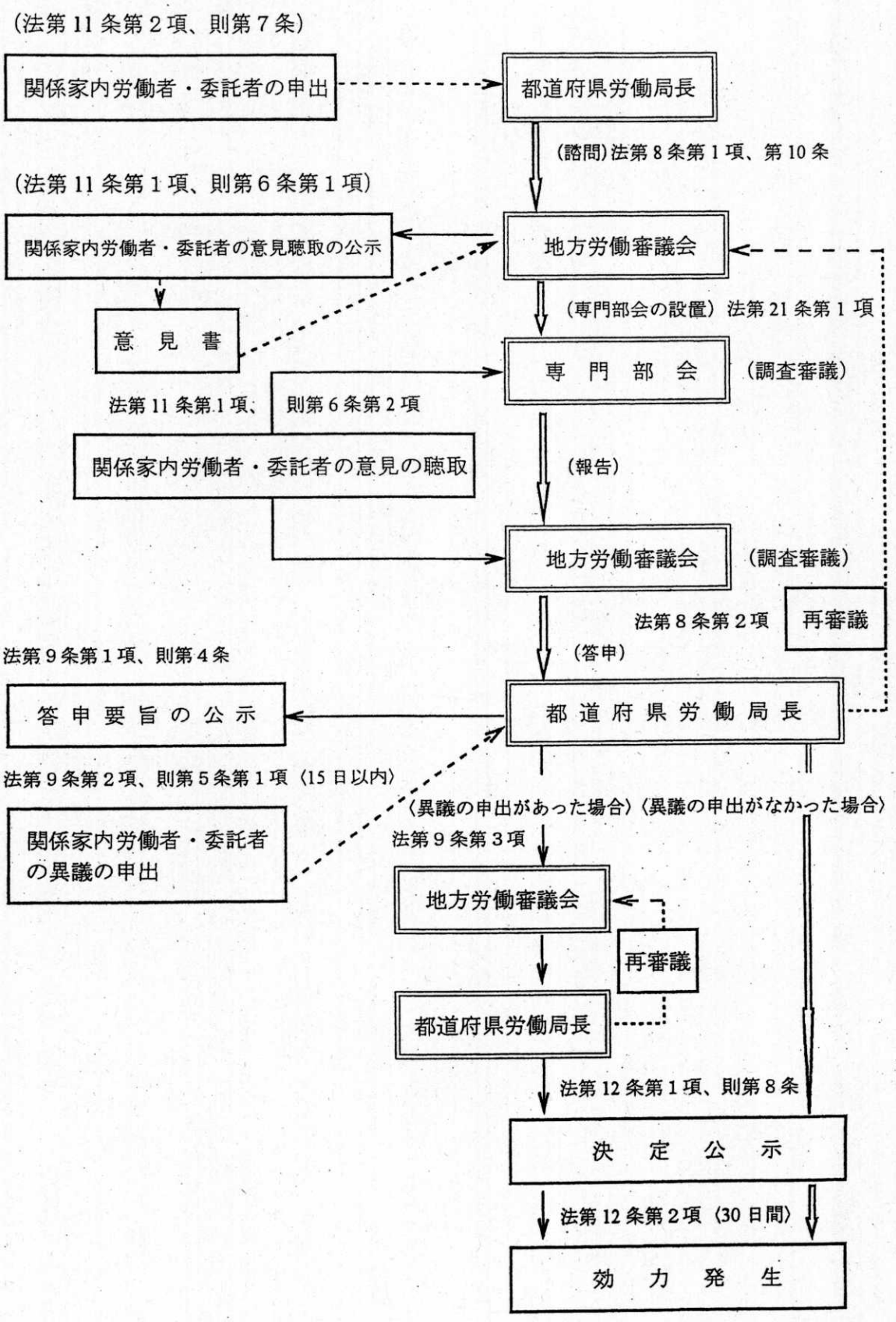

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

資料7（1）

平成３０年５月２日改正

１　適用する家内労働者……宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者……前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
３　家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品　目	工　程	規　格	金　額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんのものについて行うもの	１ヶ所につき **1円６４銭**
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		１ヶ所につき **1円７５銭**
コネクター	差し （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	１ピンにつき **４８銭**
		リード線について行うもの	１ピンにつき **３７銭**

◎　最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

１　委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。また最低工賃額に達していない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。

２　委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

３　委託状況届の提出（家内労働法第２６条）
　委託者は、毎年４月１日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、４月３０日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

　最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（TEL 022-299-8841）又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署　TEL 022－299－9075　　大河原労働基準監督署　TEL 0224－53－2154
石巻労働基準監督署　TEL 0225－22－3365　　瀬峰労働基準監督署　TEL 0228－38－3131
古川労働基準監督署　TEL 0229－22－2112

宮 城 労 働 局

品　目	工　　程	作業の形態説明	規　格	金　額
シールド線	**端末加工** （表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	シールド線 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外被をほどこした電線で、磁気に対しシールド作用（しゃへい作用）をもっている。 銅線（しん線） 鉄線（アース） 断面図 銅線（しん線） 鉄線（アース） シールド線の構造 端末加工工程 ①アース線としん線を分ける。 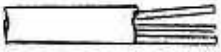 アース しん線 ②アース線をよって束にする。 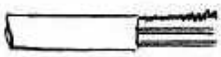 ③しん線の絶縁被覆をはぎ取る。 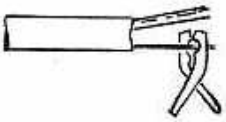 ④アース線としん線をはんだ付　けする。 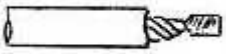	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき **1円64銭**
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	①おさえのチューブを通す。 ②加熱し密着させる。 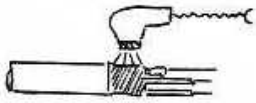		1ヶ所につき **1円75銭**
コネクター	**差し** （コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	①端子をコネクターの指定の位置に差しこむ。 	シールド線について行うもの	1ピンにつき **48銭**
			リード線について行うもの	1ピンにつき **37銭**

電気機械器具製造業最低工賃審議一覧表

資料 7（2）

平成18年度	諮問 18．12．12 答申 19．3．12 官報公示 19．4.9 発効日 19．5.9	第 1 回 19.2.15 ・部会長、部会長代理の選出 ・専門部会運営規程の承認 ・会議、議事録等の公開及び今後の審議日程について ・資料説明 ・金額審議	第 2 回 19.2.20 ・金額審議 ・専門部会報告の議決 （全会一致での議決） （4工程：1～2銭の引上げ）		適用委託者数 12名 適用家内労働者数 196名
平成20年度	諮問 20．12．11 答申 21．3．25 官報公示 21.4.27 発効日 21.5.27	第 1 回 21.2.13 ・部会長、部会長代理の選出 ・専門部会運営規程の承認 ・会議、議事録等の公開及び今後の審議日程について ・資料説明 ・金額審議	第 2 回 21.2.18 ・金額審議	第 3 回 21.2.28 ・金額審議 ・専門部会報告の議決 （全会一致での議決） （4工程：1～2銭の引上げ）	適用委託者数 10名 適用家内労働者数 131名
平成22年度	諮問 22．12．3 答申 23．4．4 官報公示 23．5．10 発効日 23．6．9	第 1 回 23.2.4 ・部会長、部会長代理の選出 ・専門部会運営規程の承認 ・会議、議事録等の公開及び今後の審議日程について ・資料説明 ・金額審議	第 2 回 23.2.9 ・金額審議	第 3 回 23.2.14 ・金額審議 ・専門部会報告の議決 （全会一致での議決） （4工程：1～2銭の引上げ）	適用委託者数 10名 適用家内労働者数 177名
平成26年度	諮問 27．1．21 答申 27．2．27 官報公示 27．3．31 発効日 27．4．30	第 1 回 27.2 ・部会長、部会長代理の選出 ・専門部会運営規程の承認 ・会議、議事録等の公開及び今後の審議日程について ・資料説明 ・金額審議	・専門部会報告の議決 （全会一致での議決） （4工程：1～4銭の引上げ）		適用委託者数 8名 適用家内労働者数 103名
平成29年度	諮問 29．12．19 答申 官報公示 30.4.2 発効日 30.5.2	第 1 回 30.2.6 ・部会長、部会長代理の選出 ・専門部会運営規程の承認 ・会議、議事録等の公開及び今後の審議日程について ・資料説明 ・金額審議	第 2 回 30.2.23 ・金額審議 ・専門部会報告の議決 （全会一致での議決） （4工程：3～10銭の引上げ）		適用委託者数 9名 適用家内労働者数 97名

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の推移

資料7(3)

品目	工程	規格	単位	S63.11.12 新設	H4.3.16 改正	H6.5.15 改正	H9.4.4 改正	H11.4.24 改正	H13.4.20 改正	H15.4.20 改正	H19.5.9 改正	H21.5.27 改正	H23.6.9 改正	H27.4.30 改正	H30.5.2 改正	R３ 改正予定
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	１しんのものについて行うもの	金額（１か所につき）	１円２０銭	１円３０銭	１円３５銭	１円４０銭	１円４４銭	１円４５銭	１円４６銭	１円４８銭	１円５０銭	１円５２銭	１円５５銭	１円６４銭	
			引上率	―――	8.33	3.85	3.70	2.86	0.69	0.69	1.37	1.35	1.33	1.97	5.81	
			県最賃÷金額	366.7	386.2	400.0	415.0	418.1	422.8	422.6	424.3	435.3	443.4	458.1	470.7	
			特定最賃÷金額	―――	434.6	448.1	463.6	470.8	475.9	476.7	478.4	488.7	488.8	496.1	499.4	
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		金額（１か所につき）	１円３５銭	１円４０銭	１円４５銭	１円５０銭	１円５４銭	１円５５銭	１円５５銭	１円５７銭	１円５９銭	１円６１銭	１円６５銭	１円７５銭	
			引上率	―――	3.70	3.57	3.45	2.67	0.65	0.00	1.29	1.27	1.26	2.48	6.06	
			県最賃÷金額	325.9	358.6	372.4	387.3	390.9	395.5	398.1	400.0	410.7	418.6	430.3	441.1	
			特定最賃÷金額	―――	403.6	417.2	432.7	440.3	445.2	449.0	451.0	461.0	461.5	466.1	468.0	
コネクター	差し（コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	金額（１ピンにつき）	３０銭	３５銭	３６銭	３８銭	４０銭	４１銭	４１銭	４２銭	４３銭	４４銭	４５銭	４８銭	
			引上率	―――	16.67	2.86	5.56	5.26	2.50	0.00	2.43	2.38	2.33	2.27	6.67	
			県最賃÷金額	1,466.7	1,434.3	1,500.0	1,528.9	1,505.0	1,495.1	1,504.9	1,495.2	1,518.6	1,531.8	1,577.8	1,608.3	
			特定最賃÷金額	―――	1,614.3	1,680.6	1,707.9	1,695.0	1,682.9	1,697.6	1,685.7	1,704.7	1,688.6	1,708.9	1,706.3	
		リード線について行うもの	金額（１ピンにつき）	２０銭	２５銭	２６銭	２８銭	２９銭	３０銭	３０銭	３１銭	３２銭	３３銭	３４銭	３７銭	
			引上率	―――	25.00	4.00	7.69	3.57	3.45	0.00	3.33	3.23	3.13	3.03	8.82	
			県最賃÷金額	2,200.0	2,008.0	2,076.9	2,075.0	2,075.9	2,043.3	2,056.7	2,025.8	2,040.6	2,042.4	2,088.2	2,086.5	
			特定最賃÷金額	―――	2,260.0	2,326.9	2,317.9	2,337.9	2,300.0	2,320.0	2,283.9	2,290.6	2,251.5	2,261.8	2,213.5	
改正（新設）時点での宮城県最低賃金額				440円	502円	540円	581円	602円	613円	617円	628円	653円	674円	710円	772円	853円
宮城県最低賃金のアップ率				―――	14.1	7.57	7.59	3.61	1.83	0.65	1.78	3.98	3.22	5.34	8.73	10.49
改正（新設）時点での宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（宮城県電気機械器具製造業）最低賃金額				―――	565円	605円	649円	678円	690円	696円	708円	733円	743円	769円	819円	890円
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（宮城県電気機械器具製造業）最低賃金のアップ率				―――	―――	7.08	7.27	4.47	1.77	0.87	1.72	3.53	1.36	3.50	6.50	8.67
適用委託者数計				32人	19人	11人	8人	10人	11人	10人	12人	10人	10人	8人	9人	10人
適用家内労働者数計				1,529人	697人	469人	374人	177人	255人	144人	196人	131人	177人	103人	97人	84人

宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料８

（宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況）

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額 発効年月日	引上額（円） 引上率（%）	時間額 発効年月日	引上額（円） 引上率（%）	時間額 発効年月日	引上額（円） 引上率（%）	時間額 発効年月日	引上額（円） 引上率（%）
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
	H22.10.24	1.81	H22.12.15	1.17	H22.12.15	0.68	H22.12.15	0.81
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.90	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.50	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03

資料９（１）

第１３次最低工賃新設・改正計画実施方針

１　最低工賃の改正について

（１）計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として３年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

（２）実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の８時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとすること。

（３）改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

２　最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

（１）関係団体から、新設の要請がなされているもの

（２）継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの

（３）他地域との関連性が強いもの

３　最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が１００人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、２つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第13次最低工賃新設・改正計画（平成31年4月～34年3月）

局　名	最低工賃件数（平成31.4.1見込み件数）	平成31年 度		平成32年 度		平成33年 度	
		件　名	件数	件　名	件数	件　名	件数
01 北海道	2	男子既製服（廃止）	1	和服裁縫（改正）	1		
02 青　森	3	電気機械器具（改正）	1	和服裁縫（廃止）	1	男子・婦人既製服（改正）	1
03 岩　手	2			電気機械器具（改正）	1	婦人・男子既製洋服（改正）	1
04 宮　城	2	男子服・婦人服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1		
05 秋　田	2	通信機器用部分品（改正）	1	男子服・婦人服・子供服（改正）	1		
06 山　形	1			男子・婦人既製服（改正）	1		
07 福　島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1	横編ニット（改正）	1
08 茨　城	3	婦人・子供既製服（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1	男子既製洋服（廃止）	1
09 栃　木	2	電気機械器具（改正）	1	衣服（改正）	1		
10 群　馬	3	横編ニット（改正）	1	婦人服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1
11 埼　玉	5	革靴（改正）	1	電気機械器具（改正）、紙加工品（改正）	2	足袋（改正）、縫製（改正）	2
12 千　葉	1					婦人既製洋服（廃止）	1
13 東　京	3	革靴（改正）	1	婦人既製洋服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	紙加工品（廃止）	1
15 新　潟	4	洋食器・器物（改正）	1	作業工具（改正）	1	男子・婦人既製洋服（改正）、横編ニット（改正）	2
16 富　山	3	電気機械器具（改正）	1	ファスナー加工（改正）	1	ニット（廃止）	1
17 石　川	0						
18 福　井	2	衣服（改正）	1			眼鏡（改正）	1
19 山　梨	3	電気機械器具（改正）	1	婦人服（改正）	1	貴金属製品（改正）	1
20 長　野	2			電気機械器具（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1
21 岐　阜	3	男子既製洋服（廃止）	1	婦人服（改正）	1	陶磁器上絵付（改正）	1
22 静　岡	1	車両電気配線装置（改正）	1				
23 愛　知	1			車両電気配線装置（改正）	1		
24 三　重	1					車両電気配線装置（改正）	1
25 滋　賀	1			下着・補整着（廃止）	1		
26 京　都	2			丹後地区絹織物業（改正）	1	紙加工品（改正）	1
27 大　阪	1					男子既製洋服（改正）	1
28 兵　庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物（廃止）、綿・スフ織物（改正）	2	釣針（改正）	1	電気機械器具（改正）、靴下（改正）	2
29 奈　良	1			靴下（改正）	1		
30 和歌山	0						
31 鳥　取	2	和服裁縫（改正）	1	男子服・婦人服（改正）	1		
32 島　根	3	電気機械器具（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1	和服裁縫（改正）	1
33 岡　山	1			車両電気配線装（改正）	1		
34 広　島	4	既製服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	和服裁縫（改正）、毛筆・画筆（改正）	2
35 山　口	2	男子既製洋服・学校服・作業服（改正）	1	和服裁縫（改正）	1	男子既製洋服・学校服・作業服（改正）	1
36 徳　島	1			縫製（下着・ハンカチーフ）（改正）	1		
37 香　川	1			手袋・ソックスカバー（改正）	1		
38 愛　媛	1					タオル（廃止）	1
39 高　知	2	衛生用紙（改正）	1			繊維産業（改正）	1
40 福　岡	2	男子服（改正）	1	婦人服（改正）	1		
41 佐　賀	1	婦人既製服（改正）	1				
42 長　崎	3			和服裁縫（廃止）	1	男子既製洋服（改正）、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊　本	3	和服裁縫（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	縫製（廃止）	1
44 大　分	2			衣服（改正）、電気機械器具（改正）	2		
45 宮　崎	3	婦人既製洋服（廃止）	1	男子既製洋服（改正）	1	内燃機関電装品（改正）	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス（改正）	1
47 沖　縄	1					縫製(改正)	1
合　計	98		28		37		34

（注）各年度の最低工賃の件数は平成31年3月7日現在のものである。なお、件名の後の（　）は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の議論等を経て行う。

別添.

第１３次最低工賃新設・改正計画案件数内訳

（件）

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成31～33年度計
新設（統合）	0	0	0	0
改　　正	23	34	27	84
廃　　止	5	3	7	15
合　　計	28	37	34	99

３月中に発出予定の通達「第13次最低工賃新設・改正計画の実施について」により確定する。

なお、改正・廃止の件数は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の議論等を経て行う。

資料9（2）

これまでの最低工賃新設･改正計画に対する実施状況

第9次	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最低工賃部会	男子服･婦人服 19.12.12諮問、20.3.7答申 20.5.4発効	電気機械器具 20.12.11諮問、21.3.25答申 21.5.27発効	男子服･婦人服 21.12.11諮問、22.3.12答申 22.5.9発効
家内労働部会		○H21.1.22最低工賃改定状況ほか	

家内労働者数３００人未満で改正予定が決定していないもの
横編ニットH19.1.8廃止決定の諮問を受けて、H19.2.6家内労働部会にて審議し、全会一致で廃止の報告→答申→H19.3.31廃止

第10次	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最低工賃部会	電気機械器具 22.12.3諮問、23.4.4答申 23.6.9発効	男子服･婦人服 H23.12．5諮問見送り	電気機械器具 H25.2.7諮問見送り
家内労働部会	○H23.1.26 最低工賃改定状況ほか		○H25.2.7.10次実績･11次計画案審議、23･24年の諮問見送り経過説明

第11次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低工賃部会	男子服･婦人服 26.1.8諮問、26.2.26答申 26.5.14発効	電気機械器具 27.1.21諮問、27.3.3答申 27.4.30発効	
家内労働部会		（第12次計画審議のためH27年度に変更）	○H28.2.19第12次計画等審議

第12次	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低工賃部会	男子服･婦人服 H28.12.1諮問、H29.2.27答申 H29.5.4発効	電気機械器具 H29.12.19諮問、H30.2.23答申 H30.5.2発効	
家内労働部会			○H31.2.21第１３次計画等審議

第13次	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低工賃部会	統計問題により計画を1年延期 計画では男子服･婦人服（1年延期）	計画では電気機械器具（1年延期） 男子服･婦人服の諮問翌年に見送り	電気機械器具　改正審議中 男子服･婦人服の諮問見送り予定
家内労働部会			第14次計画（案）等審議予定

資料９-（３）

第 13 次最低工賃新設・改正計画に対する実施状況

男子服・婦人服製造業家内労働実態調査結果表から

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

	委託者	家内労働者
平成 19 年 10 月 1 日	31	359
平成 21 年 10 月 1 日	27	328
平成 23 年 10 月 1 日	13	147
平成 25 年 10 月 1 日	18	175
平成 28 年 10 月 1 日	16	160
令和 2 年 11 月 1 日	7	56

電気機械器具製造業に係る家内労働の実態調査から

宮城県電気機械器具製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

	委託者	家内労働者（補助者を含む）
平成 18 年度調査	12	196
平成 20 年度調査	10	131
平成 22 年度調査	10	177
平成 26 年度調査	8	103
平成 29 年度調査	9（+1）	97（+19）
令和 3 年度調査	10	84

※29 年度の（）内の数値は、調査締切後に報告があったもの

直前の宮城県最低工賃改正状況

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	平成 28 年度改正（平成 29 年 5 月 4 日発効）
宮城県電気機械器具製造業最低工賃	平成 29 年度改正（平成 30 年 5 月 2 日発効）

第１３次最低工賃新設・改正計画

令和元年度	（当初）宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正⇒翌年に順延
令和 2 年度	（当初）宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正⇒翌年に順延
令和 3 年度	設定なし

令和元年度、本省で最低工賃の実態調査方法を精査することとなり、改正審議がそれぞれ１年順延となった。

結果、昨年度宮城県男子服・婦人服最低工賃改正の予定だったが、主要委託者１社を含む 3 社が倒産、最低工賃が適用となる家内労働者数が 100 人を大きく割込み、業況も厳しく、改正の諮問を見送った経緯がある。本年度も調査を行ったが、家内労働者数、業況に変化なく、本年度家内労働部会に報告し了解をいただき、正式に改正諮問を見送ることとする。

本年度は宮城県電気機械器具製造業最低工賃改正の予定。こちらも適用となる家内労働者数が減少し 100 人を割込む状況（4 工程のうち 3 工程はいずれも 10 人以下、残る 1 工程は 69 人）であるが、電気業界の業況は厳しいとは言えず、改正諮問をすることとした。